

一般社団法人滋賀県猟友会入会のおさそい

滋賀県猟友会に所属すると次のようなメリットがあります。狩猟免許を取得された方は、ぜひ一般社団法人滋賀県猟友会に入会されるようお勧めします。

1 保険加入

狩猟を行うには、狩猟により生ずる損害賠償を保証するため、3,000万円以上の保険に加入しなければなりません。

滋賀県猟友会会員になると、狩猟を行うために必要な保険に団体契約の有利な条件で加入できます。

2 火薬類の無許可譲受

狩猟で使用する銃弾等については、公安委員会の発行する「譲受許可証」の交付を受け、これを持って銃砲店等で購入（譲り受け）しなければなりません。

滋賀県猟友会会員には、この「無許可譲受票」が発行されます。

3 狩猟者登録の代行

狩猟しようとする者は、狩猟者登録の申し込みを、狩猟を行う都道府県に提出しなければなりません。滋賀県猟友会会員については、この狩猟者登録の事務を代行いたします。特に遠方の都道府県で狩猟を行う場合は、当該都道府県に直接必要書類を提出する必要があるため、簡便に狩猟者登録を行うことができます。

4 狩猟技術習得の機会の提供

新人狩猟者には狩猟の機会を提供します。初めての出猟時には分からないことも多く、特に、地域毎に状況が違うので、ひとりでは難しいです。ベテランの狩猟者と同行することで、地域の狩り場の特性や、地域にあった狩猟方法、さらには狩猟における安全確保やマナーなど様々なことが学べます。

5 助成制度

狩猟や有害鳥獣捕獲等に従事する者は、銃の安全な操作、射撃ができるよう訓練することが求められますが、滋賀県猟友会会員には、この訓練に要する費用の一部を助成する制度があります。

入会方法について

入会を希望される場合は、滋賀県猟友会に連絡をお願いします。

入会は、狩猟登録の手続きが始まる（10月1日頃）前にされると、保険、会費の年度当初になります。入会申込書を提出頂く必要があります。入会金は不要ですが、年会費が必要です。（6,000円）